

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成31年1月4日 06時45分ごろ
発生場所	大阪府泉南市樽井漁港北東方沖 樽井漁港西防波堤灯台から真方位054°850m付近 (概位 北緯34°23.3′ 東経135°16.0′)
事故の概要	プレジャーボートMAKIⅢは、航行中、わかめ養殖施設に乗り入れ、養殖区画のロープを切断した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MAKIⅢ、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	250-35748大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 養殖区画のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：07時06分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せて航行中、わかめ養殖施設に乗り入れ、養殖区画のロープを切断した。 船長は、養殖施設の存在を知らず、沿岸域を航行していたが、本事故後、付近に同区画を示す浮標を確認した。
分析	本船は、航行中、船長が養殖施設の存在を知らずに沿岸域を航行していたところ、わかめ養殖施設に乗り入れたことから、養殖区画のロープを切断したものと推定される。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、航行中、船長が養殖施設の存在を知らずに沿岸域を航行していたところ、わかめ養殖施設に乗り入れたため、発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行予定海域の水路調査を行い、養殖施設の設置区域、標識灯等の位置を把握しておくこと。 ・養殖施設の設置区域付近を航行する場合は、標識灯等を見落とさないようにするとともに、十分に距離を隔てて航行すること。